

## 保護者の皆様へ

# 認定こども園、保育所（園）などの保育料の軽減について

平成29年4月より認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業を利用する際の、多子世帯やひとり親世帯などへの保育料の軽減を拡充いたします。軽減適用後の保育料は、裏面利用者負担額表（月額）のとおり。

### 1. 1号認定子どもにかかる利用者負担額の軽減（市独自軽減）

子ども・子育て支援新制度において1号認定を受ける子ども（満3歳以上の就学前の子どもで保育を必要としない）が、認定こども園や幼稚園を利用する際の保育料について、引き下げを実施します。

### 2. お子様が3人以上いる世帯への多子軽減拡充（市独自軽減）

お子様が3人以上いる世帯の**第3子以降**が認定こども園などに通う場合、上のきょうだいの年齢に関係なく（生計を一にしている場合）、世帯の所得に制限を設けず、0歳児から5歳児を対象に保育料を無償にします。（28年度は0歳児から2歳児を対象としていたものを、5歳児まで拡充します。）

28年度			29年度		
子の人数	年齢	保育料	子の人数	年齢	保育料
第1子	小学6年（カウント対象外）	全額	第1子	小学6年	無償
第2子	小学4年（カウント対象外）		第2子	小学4年	
第3子	5歳（保育認定・教育認定）		第3子	5歳（保育認定・教育認定）	

### 3. ひとり親世帯など※1の軽減拡充

年収360万円未満相当世帯※2の第1子の保育料が非課税一般世帯と同等額となります。

※1 「ひとり親世帯など」とは

- ①ひとり親世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ③特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ④国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金などの受給者がいる世帯
- ⑤その他、生活保護法に定める要保護者など、特に困窮していると市長が認めた世帯

※2 「年収360万円未満相当世帯」とは

1号認定（教育認定）を受けている場合：世帯の所得割額**77,101円未満**  
（2-2、3-1、3-2階層に該当する世帯）

2・3号認定（保育認定）を受けている場合：世帯の所得割額**57,700円未満**  
（B2、C1、C2に該当する世帯とD1階層の一部の世帯）

ひとり親世帯など（教育・保育認定共通）：世帯の所得割額**77,101円未満**  
（1号認定：3-1、3-2階層に該当する世帯  
2、3号認定：C1、C2、D1に該当する世帯とD2階層の一部の世帯）

今回の拡充により、対象世帯に平成29年4月1日付で利用者負担額決定通知書を送付しますが、就学などの都合上、別居している（住民票を別にしている）お子様がいる場合やひとり親世帯など①から⑤に該当する場合など、市において世帯状況を確認できない場合があります。お手数ですが、各区子育て支援課に減免のお申し出をいただきますようお願いいたします。

#### 4. 非課税世帯の軽減

非課税世帯に該当する世帯については、上のきょうだいの年齢に関係なく（生計を一にしている場合）**第2子の保育料が無償**となります。

**1号認定（教育認定）**を受けている場合：2-2階層に該当する世帯

**2・3号認定（保育認定）**を受けている場合：B2階層に該当する世帯

<参考>

多子軽減について（平成28年度以前より実施）

#### 1号認定

小学校1年生から3年生のきょうだいがいる場合（就学猶予により本来の学年が4年生以上であるきょうだいが、小学校1年生から3年生として就学している場合も含みます。）や就学前のきょうだいが認定こども園など※3に通う場合、年長順で第1子の子どもの保育料は全額、第2子の子どもの保育料は半額、第3子以降の子どもの保育料は無償となります。

#### 2・3号認定

同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもの認定こども園など※3に通う場合、年長順で第1子の子どもの保育料は全額、第2子の子どもの保育料は半額、第3子以降の子どもの保育料は無償となります。

※3 認定こども園など

認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、さかい保育室（堺市認証保育所）、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部

私学助成の幼稚園、児童発達支援、医療型児童発達支援、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通われているお子様がいる場合、在園証明書を提出していただく必要があります。お手数ですが、各区子育て支援課にお申し出をいただきますようお願いいたします。

#### 年収360万円未満相当世帯における軽減拡充

平成28年度から**年収360万円未満相当世帯**※2については、**年齢制限を撤廃**しています。

ひとり親世帯などの場合は年齢制限を撤廃したうえで、第2子以降は無償となっています。

<連絡先>

堺区子育て支援課・・・072-222-4800 中区子育て支援課・・・072-270-0550  
東区子育て支援課・・・072-287-8198 西区子育て支援課・・・072-343-5020  
南区子育て支援課・・・072-290-1744 北区子育て支援課・・・072-258-6621  
美原区子育て支援課・・・072-341-6411

<制度に関する問い合わせ先>

幼保推進課・・・072-228-7173

平成29年度1号認定（教育認定）子ども利用者負担額表（月額）

階層	税区分		第1子	第2子
1	生活保護法による 被保護世帯		0	0
2-1	市町村民税非課税 ひとり親世帯など		0	0
2-2	市町村民税非課税		1,100	0
3-1	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯など	1,100	0
		一般世帯	8,000	4,000
3-2	所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯など	1,100	0
		一般世帯	11,900	5,950
4	所得割課税額 211,200円以下		15,500	7,750
5	所得割課税額 211,201円以上		19,800	9,900

平成29年度2・3号認定（保育認定）子ども利用者負担額表（月額）

階層	税区分	3歳未満児				3歳児				4歳以上児				
		第1子		第2子		第1子		第2子		第1子		第2子		
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B1	市町村民税非課税ひとり親世帯など	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B2	市町村民税非課税一般世帯	5,000	4,900	0	0	3,000	2,900	0	0	3,000	2,900	0	0	
C1	市町村民税均等割の額のみ課税世帯	ひとり親世帯など	5,000	4,900	0	0	3,000	2,900	0	0	3,000	2,900	0	0
		一般世帯	10,000	9,800	5,000	4,900	8,000	7,800	4,000	3,900	8,000	7,800	4,000	3,900
C2	市民税所得割額48,600円未満	ひとり親世帯など	5,000	4,900	0	0	3,000	2,900	0	0	3,000	2,900	0	0
		一般世帯	12,000	11,700	6,000	5,850	10,000	9,800	5,000	4,900	10,000	9,800	5,000	4,900
D1	48,600円以上70,900円未満	ひとり親世帯など	5,000	4,900	0	0	3,000	2,900	0	0	3,000	2,900	0	0
		一般世帯	17,000	16,700	8,500	8,350	15,000	14,700	7,500	7,350	15,000	14,700	7,500	7,350
D2	70,900円以上77,101円未満	ひとり親世帯など	5,000	4,900	0	0	3,000	2,900	0	0	3,000	2,900	0	0
		一般世帯	25,000	24,500	12,500	12,250	23,000	22,600	11,500	11,300	23,000	22,600	11,500	11,300
	77,101円以上108,200円未満	25,000	24,500	12,500	12,250	23,000	22,600	11,500	11,300	23,000	22,600	11,500	11,300	
D3	108,200円以上138,100円未満	30,000	29,400	15,000	14,700	27,000	26,500	13,500	13,250	25,000	24,500	12,500	12,250	
D4	138,100円以上198,400円未満	40,000	39,300	20,000	19,650	30,000	29,400	15,000	14,700	28,000	27,500	14,000	13,750	
D5	198,400円以上297,400円未満	45,000	44,200	22,500	22,100	30,000	29,400	15,000	14,700	28,000	27,500	14,000	13,750	
D6	297,400円以上338,500円未満	54,000	53,000	27,000	26,500	30,000	29,400	15,000	14,700	28,000	27,500	14,000	13,750	
D7	338,500円以上397,000円未満	56,000	55,000	28,000	27,500	30,000	29,400	15,000	14,700	28,000	27,500	14,000	13,750	
D8	397,000円以上	67,000	65,800	33,500	32,900	35,000	34,400	17,500	17,200	32,000	31,400	16,000	15,700	